

# 財政支出による受益の所得階級別分布

林 宜嗣

## I はじめに\*

所得再分配を目的としない租税であっても、その負担の逆進性が問題にされることがある。これは税制全体を通じて課税の公平性が確保されるべきだという価値判断が存在するからである。しかし、財政は租税とその反対給付である財政支出とから成り立っている。とすれば、租税面だけでなく、どの所得階級が財政支出によってどれくらいの便益を受けているかを明らかにし、財政支出面を含めた財政活動全体の公平性 (*fiscal equity*) を考慮しなければならない。たとえ租税負担が高所得者に重くかかるとしても、支出の便益が同様に高所得者に大きく及んでいるとすれば、高所得者の実質的租税負担は重くないと考えられるからである。

このような問題意識のもとに、前稿では租税面に焦点をあて、昭和45年度と52年度について、所得階級別租税負担分布に関する実証分析を試みた。<sup>1)</sup> 本稿では引き続き、財政支出による受益の所得階級別分布の実証分析を行なうとともに、租税面と支出面とを統合したネットの受益・負担の所得階級別分布を計測する。

本稿の構成は以下の通りである。まず第Ⅱ節で本分析の基本的な考え方を述べ、第Ⅲ節では計測結果を示し、そのコメントを行なう。第Ⅳ節では計測の具

\* 本稿は、日本財政学会の全国大会（昭和55年10月18日、名古屋大学）における研究報告を加筆、補正したものである。大会の席上、予定討論者の石弘光教授からは数多くの有益な御教示を頂いた。また藤田晴、牛嶋正、深谷昌弘の各先生からも有益な御示唆を頂いた。記して謝意を表したい。

1) 林宜嗣「所得階級別租税負担分布に関する実証分析」『経済学論究』第34巻、第3号、昭和55年10月。

財政支出による受益の所得階級別分布

体的な方法を説明する。

## II 基本的な考え方

### 1. 計測手順

計測の対象年次は租税負担と同様、昭和45年度、52年度の2カ年度とし、計測は世帯単位で行なう。これは後に、租税負担面とリンクさせるためである。計測は基本的には次の手順で行なわれる。

- ① 既存資料に記載されている国および地方の財政支出を、その便益内容にしたがって一般費と特定費に再分類したうえ歳出決算額を費目間に配分する。
- ② 再分類した費目毎に帰着仮説を設定し、学生数、実物資産保有額など、帰着仮説を適切に反映すると思われる配賦基準を利用することによって、財政支出による便益を所得階級間に配賦する。
- ③ 租税負担分布の計測において推定した所得階級別所得額を用いて、所得階級毎に受益率を計算する。
- ④ 先に求めた所得階級別租税負担分布とリンクさせることによって、財政によるネットの受益・負担分布を求める。

### 2. 財政支出による「便益」の意義と帰着

ギレスピーやマスグレイヴなどの研究で採用されているように<sup>1)</sup>、本分析では、そのグループのために行なわれた財政支出額（費用）を便益の評価金額と考えた。

この「費用基準」に問題がないわけではない。政府が非効率なサービス提供を行なっていれば、実際の費用と便益の間の対応関係を修正せねばならない。道路のように長期にわたって利用可能な資本的支出の取扱いも問題になる。こ

1) W. I. Gillespie, "Effects of Public Expenditure on the Distribution of Income," in R. A. Musgrave ed. *Essays in Fiscal Federalism*, The Brookings Institution, 1965, R. A. Musgrave and P. B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, third ed. McGraw-Hill, 1980.

## 財政支出による受益の所得階級別分布

のような場合、公共支出によって生み出される「収益」で便益を評価することが考えられる。

国防・司法・外交などの不可分性をもつ純粹公共財や、可分的なサービスであっても、そこから生じる外部便益については、個人間の所得の限界効用の差を考慮して、「評価基準」を採用すべきだとする見解もある。<sup>1)</sup> 本分析は、後に租税負担分布とリンクさせることを考え、これら代替的な便益概念のひとつとして費用基準を用いるものである。

財政支出による受益の所得階級別分布を計測するためには、財政支出便益の最終的な帰着に着目しなければならない。帰着仮説を設定するに際して、ギレスピーにしたがって、財政支出を一般費 (General Expenditures) と特定費 (Specific Expenditures) とに区分した。<sup>2)</sup> 前者はいわゆる純粹公共財に対する支出である。純粹公共財は元来、「消費の不可分性」という特徴をもち、その便益が直接個人に帰着しないものである。したがって、一般費を各所得階級に帰着させるためには、配賦基準に関して何らかの仮説を設ける必要がある。可処分所得や資本所得、あるいは租税負担額を配賦基準とすることも試みられているが、本分析では、純粹公共財がもつ「等量消費」の特徴から世帯数基準と、租税負担に関する利益説を根拠に所得基準とを代替的に採用した。<sup>3)</sup>

一般費以外の財政支出は全て特定費に分類され、その便益の全体あるいは一部が個人に直接帰着する。特定費に関しては、各費目の帰着仮説を適切に反映すると思われる統計資料を利用することによって、その便益を所得階級間に配

- 1) H. Aaron and M. McGuire, "Public Goods and Income Distribution," *Econometrica*, April, 1970 (K. E. Boulding and M. Pfaff 編、関口訳『所得分配の贈与経済学(上)』に所収). C. V. Brown and P. M. Jackson, *Public Sector Economics*, Martin Robertson & Company, 1978.
- 2) W. I. Gillespie, *op. cit.*, pp. 130~132.
- 3) ギレスピーは一般費の配賦基準として、(i) 世帯数、(ii) 貨幣所得、(iii) 可処分所得、(iv) 資本所得を代替的に用いている (W. I. Gillespie, *op. cit.*, p. 132). またマスグレイヴ夫妻は、(i) 世帯所得、(ii) 租税負担額、(iii) 世帯数を配賦基準としている (R. A. Musgrave and P. B. Musgrave, *op. cit.*, p. 272).

財政支出による受益の所得階級別分布

賦することが可能である。

### 3. 財政支出の範囲

所得階級別租税負担率とのバランスを図るため、本分析の対象とする財政支出の範囲は、租税収入を歳入にもつ下記の会計に属する歳出決算額とする。<sup>1)</sup>

国；(i) 一般会計(昭和45, 52年度)

(ii) 石炭対策特別会計(昭和45年度), 石炭及び石油対策特別会計(昭和52年度)…原重油関税

(iii) 電源開発促進対策特別会計(昭和52年度)…電源開発促進税

(iv) 交付税及び譲与税配付金特別会計(昭和45, 52年度)…地方道路税,  
石油ガス税, 自動車重量税など5税目。

地方；(i) 普通会計

ただし、地方の歳出のうち受益者負担(使用料・手数料)で賄われる部分については、負担と支出便益の両面を考えた場合、両者は相殺されるため財政支出から控除した。公債費については、元本償還、利子支払いは、支払いを受ける者にとっては単なる公債購入の見返りであるし、他のグループにとっても何ら便益を与えるものではないとして、財政支出の範囲に含めないことも考えられるが、租税負担分布とリンクさせるためには、個人に帰属する利子支払い分についてはこれを対象に含めるべきであろう。

### 4. 所得の概念

受益率の分母となる所得の概念は、租税負担の計測結果とリンクさせ、財政によるネットの受益・負担分布を求める目的上、租税負担率の算出で用いた所得概念をそのまま利用する。リンクさせる租税負担は法人関係諸税を含めたものであることから、所得概念は法人所得を含めたもの(法人関係諸税 $\frac{1}{2}$ 株主 $\frac{1}{2}$ 消費負担のケース)とする。

---

1) ただし、石炭(及び石油)対策特別会計、電源開発促進対策特別会計については、税額分のみを計上した。

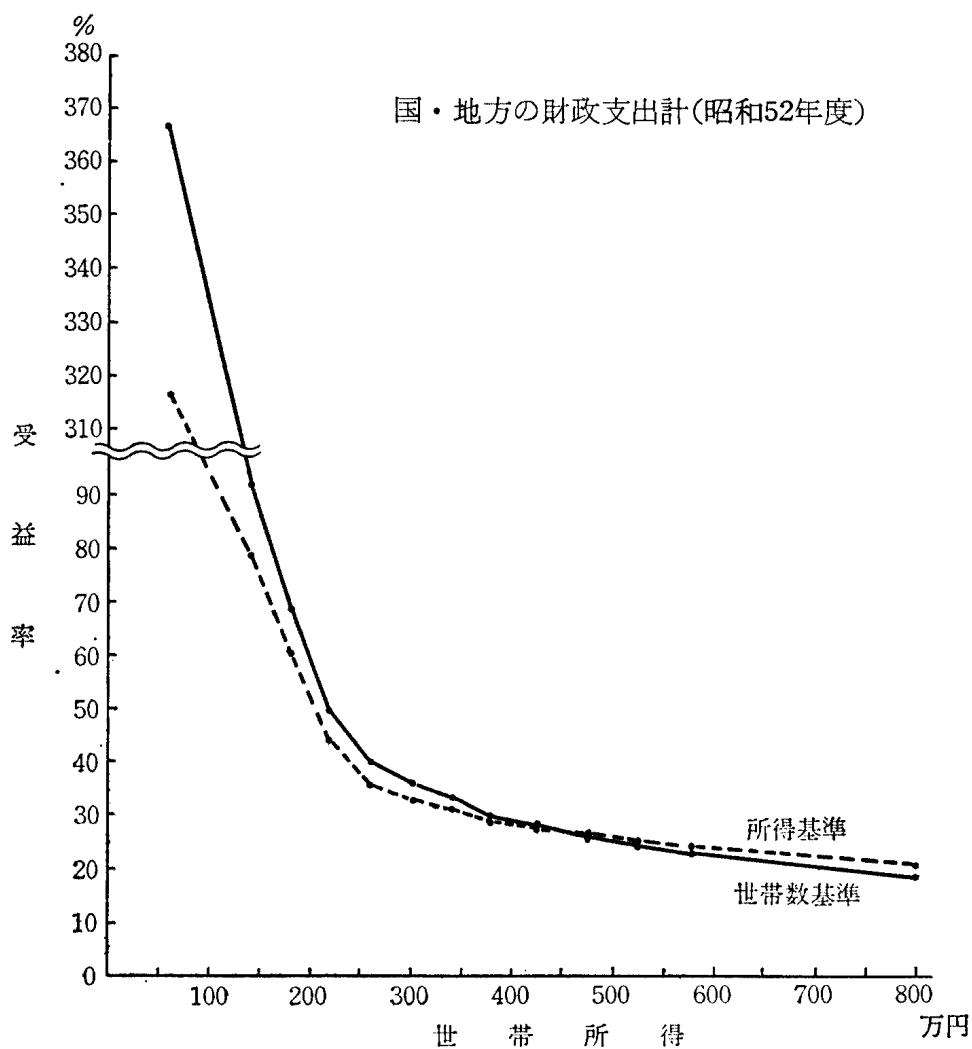
## 財政支出による受益の所得階級別分布

## III 財政支出による便益の所得階級別分布（計測結果）

## 1. 財政支出の所得階級別受益率の現状

財政支出による受益の所得階級別分布を昭和52年度についてみたものが図1である。一般費を世帯数基準、所得基準のいずれで配賦しようと、全ての所得階級を通じて、国、地方を含む財政支出総額の受益率は所得が低いほど大きくなっている。最低所得階級では、世帯数基準の場合、所得額の約3.65倍、所得基準の場合にも同3.15倍という極めて高い受益率を示しているが、所得階級が

図1 財政支出の所得階級別受益率



## 財政支出による受益の所得階級別分布

上昇するにつれて受益率は遞減し、最高所得階級では、世帯数基準で所得額の19%，所得基準で同21%となっているのである。もちろん、世帯数に比べると所得は高所得階級に大きく分布しているため、一般費の配賦基準として所得額を採用した場合には、世帯数を採用した場合よりも、受益率の遞減の度合は小さくなる。

このように所得が上昇するにつれて大きく遞減するという受益率の状況は、表1で表わされる費目別（国および地方）の受益率をみるとことによって一層明確となる。最低所得階級の極めて高い受益率は社会保障費によってもたらされているが、中でもとりわけ、高所得階級へのいわゆる垂直的再分配を目的とする生活保護費や失業対策費の存在によるところが大きい。

表1 費目別財政支出の所得階級別受益率(国・地方計、昭和52年度) (単位：%)

所得階級	0円以上 ~ 120 万円未満	120 ~ 160	160 ~ 200	200 ~ 240	240 ~ 280	280 ~ 320	320 ~ 360	360 ~ 400	400 ~ 450	450 ~ 500	500 ~ 550	550 ~ 600	600 ~	合計
特定費														
1.教育費	38.5	13.7	10.7	8.9	8.0	7.8	7.1	6.6	6.2	5.8	5.6	5.1	3.3	5.4
2.社会保障費	232.2	40.1	26.8	14.5	9.5	7.8	6.7	5.4	5.1	3.9	3.7	3.3	2.2	5.8
3.国土開発費	14.8	6.6	6.3	5.5	5.0	4.5	4.3	4.0	3.7	3.7	3.6	3.3	2.9	3.6
4.産業費	3.9	3.6	3.5	3.5	2.3	2.4	3.0	3.1	3.4	3.7	3.3	3.5	4.1	3.5
5.雑支出	20.5	8.3	6.4	5.2	4.5	4.1	3.9	3.5	3.3	3.4	3.1	3.0	3.0	3.5
一般費														
6.世帯数基準	56.4	20.2	15.6	12.8	10.7	9.4	8.5	7.5	6.7	5.8	5.3	4.8	3.3	6.0
7.所得基準	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

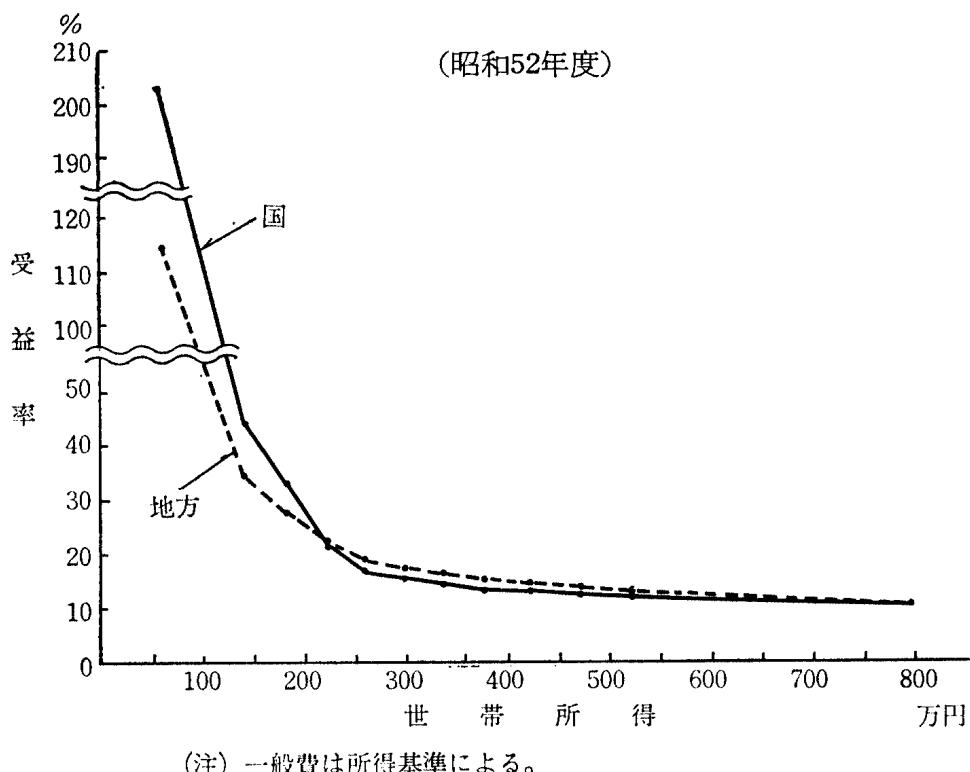
他の費目についても、産業費がU字型の受益率パターンを示すことを除けば、おおむね全ての所得階級で遞減的な受益率を示している。ただし、国土開発費および雑支出については、最低所得階級と最高所得階級との受益率の開差はそれほど大きくはない。産業費がU字型の受益率を示すのは、林業費、漁業費、商工鉱業費の一部を、比較的高い所得階級にその分布が集中している株式保有額と林業所得、漁業所得、自営業者所得によって配賦したことによる。

要するに、世帯数基準にせよ所得基準にせよ、最低所得階級で自己の所得額を上回る便益を受け、所得階級が上昇するにつれて受益率は递減するのである。

受益率の逆進性は、図2に示されるように、財政支出を国と地方とに区分し

## 財政支出による受益の所得階級別分布

図2 国・地方別にみた所得階級別受益率



た場合にも見出される。地方における最低所得階級の受益率は、他の所得階級に比べてかなり高い値を示してはいるものの、国の場合と比較すると低くなっている。これは表2に示されるように、教育費・国土開発費・雑支出について最低所得階級と最高所得階級の受益率の開差が国の場合よりも大きくなっているにもかかわらず、生活保護費の約80%が国の財政支出に算入される結果、最低所得階級の社会保障費の受益率が低くなっているからである。

財政支出による便益の所得階級別分布状況を概観してきた。費目によっても、また、国、地方という団体の種類によっても受益分布の状況は相違しているが、

表2 最低所得階級と最高所得階級の受益率比較（単位：%）

	教育費		国土開発費		雑支出		社会保障費	
	国	地方	国	地方	国	地方	国	地方
~120万円	12.4	26.1	4.7	10.1	7.2	13.3	173.2	59.0
600万円~	1.2	2.1	1.2	1.7	1.6	1.3	1.6	0.6

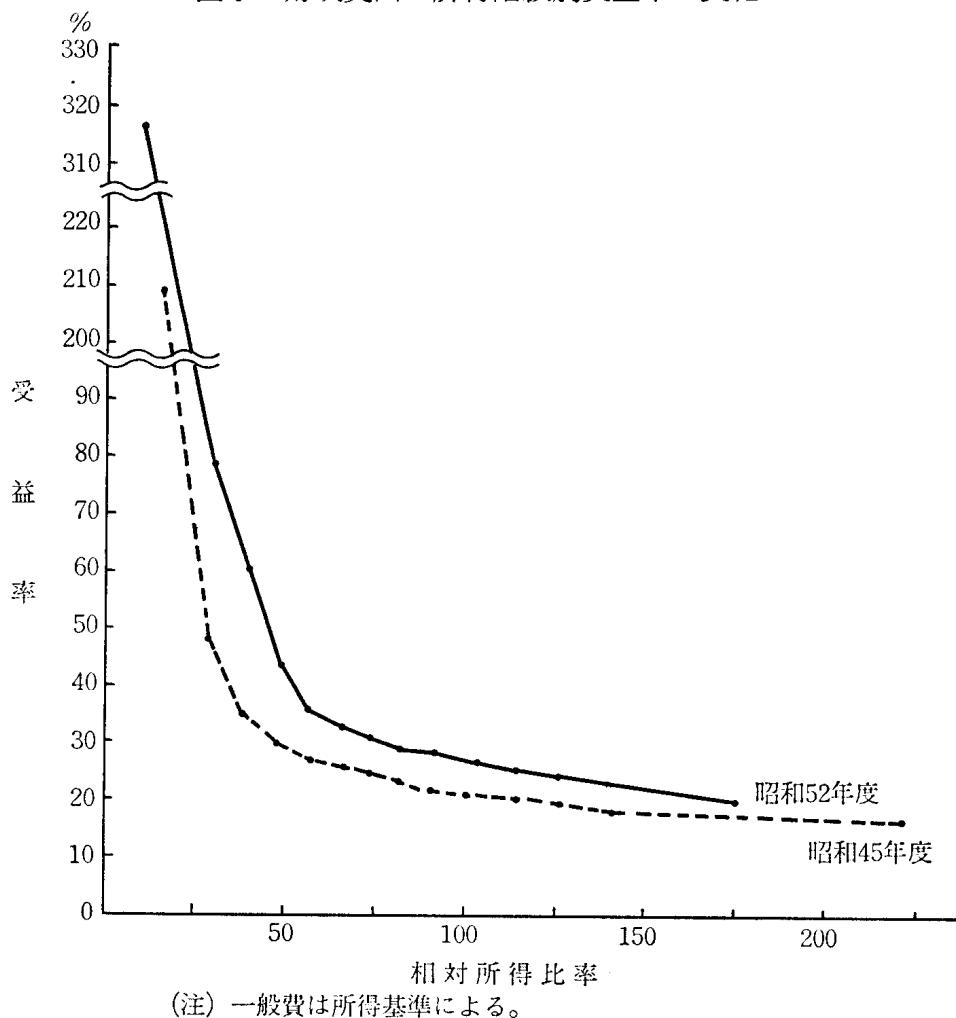
## 財政支出による受益の所得階級別分布

受益率を指標にみる限り、低所得階級ほど有利な便益を財政支出から享受していると結論づけることができる。

## 2. 財政支出の所得階級別受益率の変化

国と地方を合計した財政支出総額の所得階級別受益率を、昭和45年度と52年度について比較したものが図3である。租税負担の場合と同様、それぞれの年度について全世帯の平均所得を100とし、所得階級毎の平均所得を指数化したものが横軸に測られている。<sup>1)</sup>

図3 財政支出の所得階級別受益率の変化



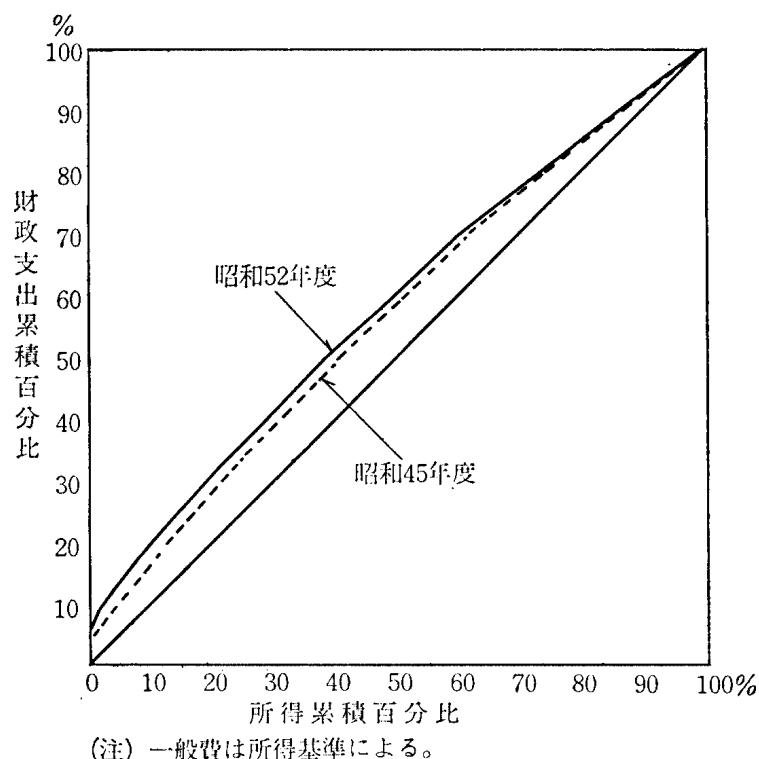
1) 平均所得は法人所得加算前で昭和45年度1,914千円、52年度4,558千円である。受益率の分母は法人所得加算後の所得であるが、横軸には加算前の相対所得比率を用いた。

## 財政支出による受益の所得階級別分布

昭和45年度についても、最低所得階級での極めて高い受益率と、所得階級が上昇するにつれて生じる受益率の遞減パターンがみられる。そして、昭和52年度の受益率パターンは45年度のそれを上方にシフトさせた形状をとる。財政支出総額の対所得比率は昭和45年度に21.7%であったが、52年度には27.8%に上昇しており、それが全ての所得階級を通じて受益率を引上げたのである。

しかし、この図からは、両年度間における受益率の逆進度の変化を知ることはできないので、図4に財政支出による受益と所得のローレンツ曲線を描いた。所得累積百分比と財政支出累積百分比との対応が $45^{\circ}$ 線に一致する場合、それは財政支出が所得水準に応じて比例的に所得階級間に配賦され、受益率が全て

図4 財政支出による受益と所得のローレンツ曲線



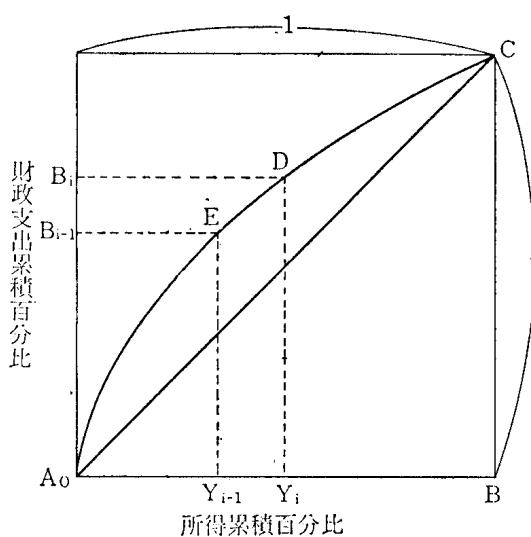
の所得階級を通じて比例的になる状態を表わしている。ローレンツ曲線が $45^{\circ}$ 線からみて上方にふくらむ場合は受益率は逆進的、下方にふくらむ場合は累進的である。そして曲線のふくらみが大きいほど、逆進度(累進度)は大きいことになる。図から明らかなように、昭和45年度から52年度にかけて曲線は上方へ

## 財政支出による受益の所得階級別分布

のふくらみを大きくし、受益率の逆進性は強化されている。

この内容をさらに検討するために、税制の累進度を測定する尺度としてよく利用されるジャック係数を応用したい(以下、逆進度係数と呼ぶことにする)。図5において逆進度係数は  $\frac{ACDE}{ABC}$ <sup>1)</sup> で表わされる。

図5 ローレンツ曲線と逆進度係数



ところで、財政支出総額の逆進度係数は、財政支出総額に占める各支出費目の構成比をウェイトとして、各費目の逆進度係数を加重平均したものに等しい。つまり財政支出総額の逆進度係数は、①学生数や実物資産保有額などの配賦基準の所得階級別分布という外生的要因によって左右される各費目毎の逆進度係数と、②政策によって決定される各費目の支出構成比の影響を受けるのである。

表3は、昭和45年度と52年度について、各費目の逆進度係数と支出構成比をみたものである。産業費は兩年度ともにマイナスの逆進度係数を示しており、

1) 実際の計算は以下の通りである。所得分布が  $s$  階級に区分されているとする。

$$ABC = \frac{1}{2},$$

$$ACDE = ABCDE - ABC = \frac{1}{2} \sum_{i=1}^s (Y_i - Y_{i-1})(B_i + B_{i-1}) - ABC,$$

$$\text{それゆえ, 逆進度係数} = \frac{ACDE}{ABC} = \sum_{i=1}^s (Y_i - Y_{i-1})(B_i + B_{i-1}) - 1.$$

## 財政支出による受益の所得階級別分布

所得階級別受益率が累進的となっている。財政支出総額の逆進度係数は昭和45年度に0.133であったものが、52年度には0.161に上昇しており、受益率の逆進性が強化されたことを表わしている。これをもたらした最大の要因は社会保障費にある。昭和45年度には0.373であった逆進度係数は、52年度には0.474に上昇しているとともに、支出構成比も16.5%から20.9%へと大きく増加している。

表3 逆進度係数と支出構成比

	昭和45年度		昭和52年度	
	逆進度係数	構成比	逆進度係数	構成比
教育費	0.232	% 19.2	0.212	% 19.4
社会保障費	0.373	16.5	0.474	20.9
国土開発費	0.113	16.7	0.120	12.9
産業費	-0.060	15.8	-0.081	12.6
雑支出	0.189	8.6	0.104	12.4
一般費(所得基準)	0	23.2	0	21.7
財政支出総額	0.133	100.0	0.161	100.0

のである。社会保障費の逆進度係数は、社会保障費を構成する社会保険費、生活保護費、社会福祉費などの支出構成比の影響を受けることはいうまでもない。しかし、兩年度の社会保障費の内訳をみると、比較的高い所得階級にまで受益が及ぶ社会保険費、社会福祉費のウエイトが上昇し、受益の範囲が低所得階級に限定される生活保護費や失業対策費のウエイトが低下している。<sup>11)</sup>このことから、社会保障費の逆進度係数の上昇は、社会保障給付対象者の所得階級別分布という外生的要因によるところが大きいと考えられる。

財政支出の所得階級別受益率の変化を昭和45年度と52年度について概観してきた。要するに、財政支出総額の所得階級別受益率は兩年度ともに逆進のパタ

1) 社会保障費に占める各費目のウエイトの変化は次の通りである。社会保険費(28.6%→36.4%)、社会福祉費(22.5%→28.5%)、生活保護費(13.4%→9.0%)、失業対策費(4.8%→2.1%)。

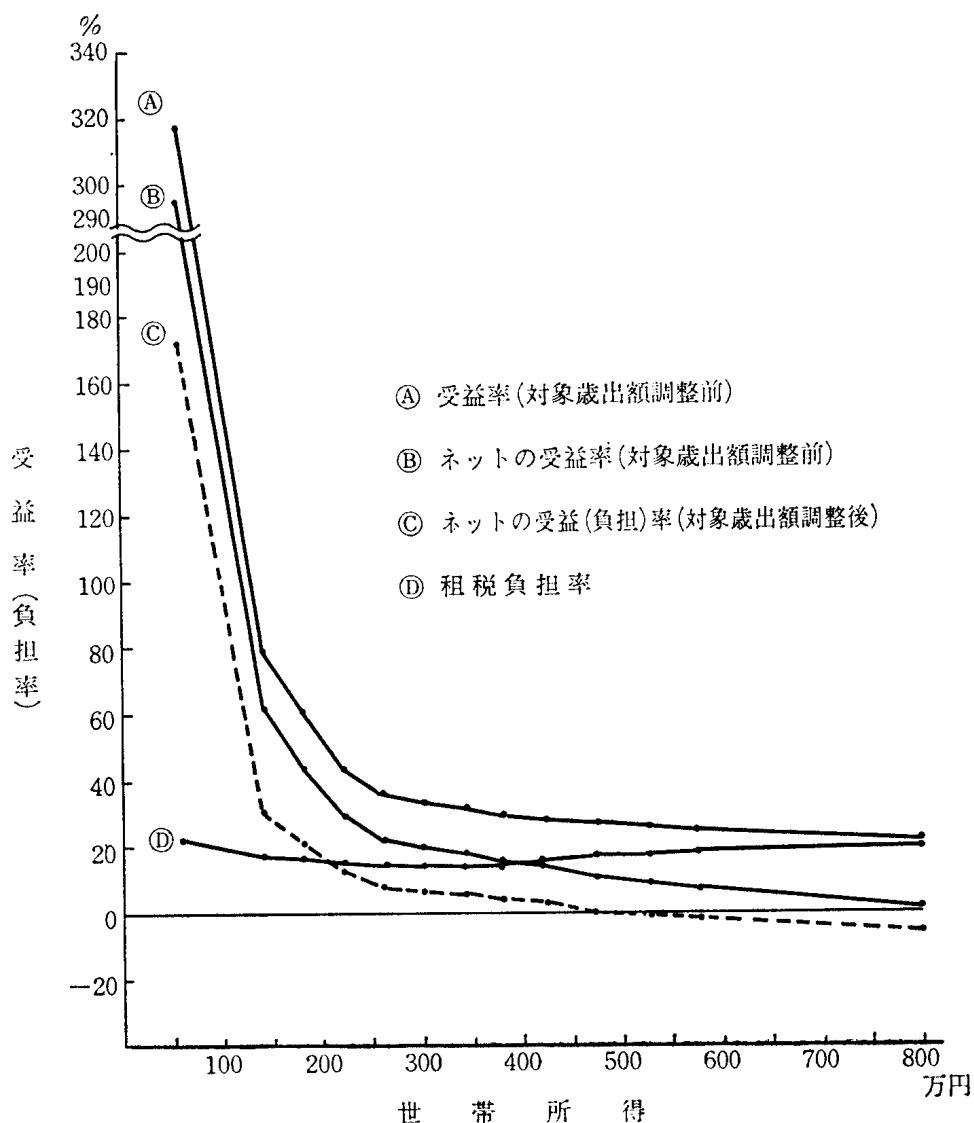
## 財政支出による受益の所得階級別分布

ーンを示しながらも、社会保障費の逆進性の強化によって、昭和52年度にはその逆進性を大きくしているのである。

## 3. 財政によるネットの受益・負担分布

所得階級別租税負担分布と財政支出による受益の所得階級別分布とを統合することによって、財政によるネットの受益・負担分布が得られる。昭和52年度について租税面と受益面とを統合した結果は図6のとおりである。ただし、租

図6 財政によるネットの受益（負担）率



(注) 租税負担率は法人関係諸税及び株主及び消費負担の  
ケース、受益率は一般費・所得基準のケース。

## 財政支出による受益の所得階級別分布

税負担は法人関係諸税 $\frac{1}{2}$ 株主 $\frac{1}{2}$ 消費負担、財政支出の受益は一般費を所得基準によって配賦した場合のものである。ここから次の結果を読みとることができる。

第1に、財政支出のうち約4割が公債金収入、雑収入等によって賄われているため、全ての所得階級を通じてネットで受益超過となっている。ただし、最高所得階級をいま少し高いところで区切ることができれば、ネットの受益・負担分布のパターンはさらに明確になることが予想される。

第2に、租税負担分布がゆるやかにU字型を示してはいるものの、財政支出による受益分布が著しい逆進性をもつ結果、所得階級別にみたネットの受益率は逆進的になっている。

負担面では租税のみを対象としているのに対し、受益面では公債金収入や雑収入等によって賄われた財政支出をも含めたため、その分だけ受益超過となっている。そこで、租税負担分布の分析で対象税額とした金額まで財政支出を縮小するという調整を行なった。縮小によってどの所得階級の受益が減少するかを確定することは事実上不可能である。しかし、歳入補填のための特例公債による収入が多額にのぼることなどから、対象税額／国・地方の歳出計の比率で、各所得階級の受益額を縮小するという方法を採用した。

以上の調整を行なったネットの受益・負担率は図6の曲線Cに示したとおりであるが、これによって450～500万円の所得階級から負担が受益を上回ることになる。

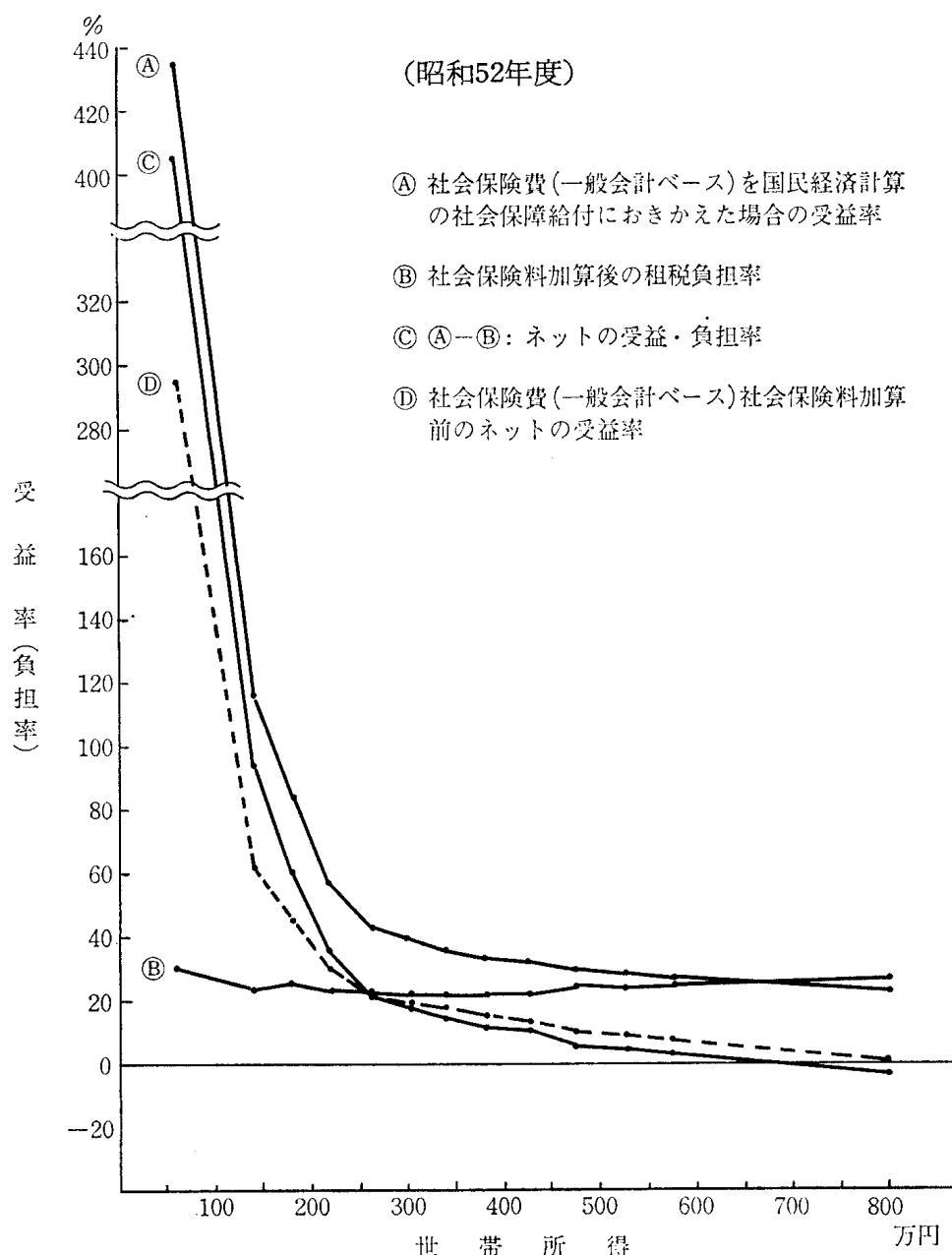
財政によるネットの受益・負担分布を概観してきた。ここでは、受益超過と負担超過の転換点がどの所得階級になければならないとか、ネットの受益率の望ましい逆進度はどれくらいかといったことを問題にしようとしているのではない。租税・支出の両面を含めた財政活動全体の公平性に関する基準は明らかではないが、ネットの受益・負担率を指標にみる限り、低所得者ほど有利な状態にあるといえよう。

## 財政支出による受益の所得階級別分布

## 4. 社会保険料を含めたネットの受益・負担分布

これまでの分析では、租税面において社会保険料を計測の対象外とし、したがって、受益面での社会保障費を構成する社会保険費は国庫負担分のみを対象としていた。ここで社会保険料を加算した場合のネットの受益・負担分布を計

図7 社会保険料加算後のネットの受益・負担率



(注) 法人関係諸税および一般費の配賦基準は図6に同じ。

## 財政支出による受益の所得階級別分布

測しよう。社会保険料を加算するのであれば、受益面でも社会保険料等によって賄われた部分をも対象とするのが適当であろう。そこで本分析では、国民経済計算における社会保障給付を社会保険費の対象歳出額とした。

図7は以上の作業を行なった結果を示したものである。社会保険料加算前と比べると低所得階級ではネットの受益率が上昇し、280～320万円よりも上位の所得階級ではネットの受益率は低下している。しかも、加算前には全ての所得階級を通じて受益超過となっていたものが、加算後には最高所得階級は負担超過に変わる。このように、社会保険料と社会保障給付とを統合したネットの再分配効果は、平等化の方向に作用するのである。ただしこれは、社会保険料よりもむしろ給付面によってもたらされたものである。

## IV 計測方法

## 1. 財政支出の費目分類と歳出額の算定

国および地方の財政支出を、その便益内容にしたがって一般費と特定費とに分類したものが表4である。国の一般会計歳出決算額、石炭（及び石油）対策特別会計租税収入決算額相当分、電源開発促進特別会計租税収入決算額相当分、地方の普通会計歳出決算額を上記の費目に配分しなければならない。

ところで、地方の普通会計は国から地方交付税交付金、地方譲与税交付金、国庫支出金を受取り、他方、国は地方から直轄事業負担金を受け、その歳出財源に充てている。したがって、国および地方を含めた財政支出による受益の所得階級別分布を計測するためには、これら重複分を費目毎に調整しなければならない。また、国、地方を個別に分析対象とする場合にも、できる限り国、地方独自の財政支出を把握することが必要である。

そこで本分析では、次のような調整を行なった。地方交付税交付金、地方譲与税交付金は地方の一般財源になるものであるから、国の財政支出として計上せず、地方の財政支出とした。地方の財政支出のうち国庫支出金によって賄わ

## 財政支出による受益の所得階級別分布

表4 財政支出の費目分類

一般費		一般行政費	特 定 費	雑支出	公営企業費
		司法警察消防費			保健衛生費
		外交費			公債費
		防衛費			幼稚園費
		徴税費			小中学校費
国土開発費		国土保全費			高等学校費
		道路費			大学費
		港湾空港費			特殊学校費
		都市費			学校給食費
産業費		国土開発一般費			育英費
産業費		農業費			社会保障費
		林業費			社会保険費
		漁業費			生活保護費
		商工鉱業費			社会福祉費
雑支出		災害関連費			住宅対策費
		社会教育文化費			失業対策費
		科学振興費			恩給費
		運輸通信費			一般調査費

れる部分については地方の財政支出から控除し、これを国の財政支出に計上した。<sup>1)</sup> 国の財政支出のうち地方の直轄事業負担金によって賄われる部分については、国庫支出金との対応上、国の財政支出から控除し、これを地方の財政支出に計上した。<sup>2)</sup>

以上の調整を行なった対象歳出額を表4に示した費目間に再配分しなければならない、歳出決算額は、国については『決算の説明』大蔵省主計局、『財政統計』大蔵省主計局、地方については『地方財政統計年報』自治省を用いたが、

- 1) 国庫支出金相当分を費目毎に国の財政支出から控除することは、統計資料上不可能である。
- 2) 国と地方との間の重複勘定には、他に交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金があるが、統計操作上これらを費目毎に調整することは不可能である。

## 財政支出による受益の所得階級別分布

その際、これらの資料に記載されている単一の歳出項目の決算額を複数の費目に配分するという問題が生じる。この場合には、適当と思われる指標を用いて歳出額の費目間配分を行なった。たとえば、地方の教育総務費については目的別分類の学校費等の経常費を基準に、体育施設費等については普通建設事業費を基準に、幼稚園費、小中学校費、高等学校費、大学費、特殊学校費に配分するのである。表5は以上の作業によって求めた費目別対象歳出額を、一般費、国土開発費、産業費、雑支出、教育費、社会保障費別に集計したものである。

表5 費目別対象歳出額 (単位:百万円)

	昭和45年度			昭和52年度		
	国	地方	合計	国	地方	合計
一般費	1,449,671	1,698,959	3,148,630	4,511,227	5,615,860	10,127,087
特定費	4,848,550	5,579,880	10,428,430	18,439,142	18,118,251	36,557,393
国土開発費	850,283	1,414,262	2,264,545	2,393,618	3,650,581	6,044,199
産業費	1,206,821	944,502	2,151,323	3,086,206	2,797,013	5,883,219
雑支出	500,147	672,904	1,173,051	2,808,613	2,986,844	5,795,457
教育費	850,581	1,754,087	2,604,668	3,084,685	5,989,833	9,074,518
社会保障費	1,440,718	794,125	2,234,843	7,066,020	2,693,980	9,760,000
歳出総額	6,298,221	7,278,839	13,577,060	22,950,369	23,734,111	46,684,480

## 2. 帰着仮説の設定

歳出額を所得階級間に配賦するためには、各費目毎に便益の帰着仮説を設定しなければならない。特定費に関して次のような便益帰着仮説を定めた。

教育費　　教育費の便益は教育を受けるものに直接帰着するだけでなく、社会全体の教育水準を高め、国民生活を向上させるという外部便益をもつ。したがってその便益の $\frac{1}{2}$ は学生数（生徒数、園児数）に応じて学生の属する世帯に配賦し、 $\frac{1}{2}$ は全世帯に均等に配賦する。

社会保障費　　社会保険費、生活保護費などの社会保障給付の便益は受給者自

### 財政支出による受益の所得階級別分布

身に帰着する。住宅対策費は公営住宅入居者の便益となる。失業対策費は最低所得階級に属する世帯の便益となる。

国土開発費 道路費はその利用者に対し交通の便宜を与える。このうち個人利用者の便益は利用者自身に帰着する。企業利用者の受益分については、道路が中間生産財として機能することによって生産物価格を引下げ、家計に転嫁される。さらに道路費は、不動産価格の上昇という形で不動産所有者にも利益を与える。港湾空港費は旅客、貨物輸送に便宜を与えることにより、生産物価格の引下げを通して家計に便益が帰着する。都市費は都市環境を向上させることによって、都市部に住む世帯に便益を与える。国土開発一般費の便益については個人に直接帰着する部分があると考えられるが、内容が多岐にわたっているため、上記3費目の受益分布に応じて帰着するものとする。

産業費 農業費のうち食糧管理費は農業者の便益とする。農業振興費のように農業生産基盤の整備を図るものについては、生産者の農業所得を引上げると同時に、生産物価格の引下げを通じて消費者にも便益を与える。林業費、漁業費および商工鉱業費の便益は消費者と生産者に半々に帰着すると考える。ただし、当該3費目の生産者受益分については、個人経営と法人経営の業態比率に応じて、前者に係る部分は個人業者に、後者に係る部分は株主に帰着するものとする。

雑支出 災害関連費は人命・財産の救助・保全を目的とする。したがってその便益の $\frac{1}{2}$ は全世帯に均等に帰着し、 $\frac{1}{2}$ は実物資産所有者に帰着する。社会教育文化費は社会の教育文化の向上を図るためのものであり、その便益は全世帯に均等に帰着する。公営企業費は水道、交通などの地方公営企業に対する助成である。公営企業サービスは最終財として個人に便益を与えると同時に、中間生産財としての特徴をもつ。したがってその便益は全て消費者に帰着するものとする。国鉄助成が大半を占める運輸通信費は、公営企業費と同様全て消費者の便益となる。科学振興費は生産技術の水準を向上させ、生産物価格を引下げたり生産物の質を向上させることにより、その便益は消費者

### 財政支出による受益の所得階級別分布

に転嫁される。保健衛生費は社会全体の保健衛生水準の向上を図るためのものであり、一般費に近い性格をもつことから、その便益は全世帯に均等に帰着すると考える。公債費のうち市中金融機関に対する利子支払い分は株主に帰着し、個人に対する支払い分は公債保有者の便益となる。

以上の帰着仮説にしたがって、各費目について具体的な配賦基準を示したものが表6である。

#### 3. 費目別財政支出額の所得階級間配賦

費目別財政支出額を帰着仮説を用いて所得階級間に配賦するためには、配賦基準の所得階級別分布状況を求める必要がある。配賦基準の所得階級別分布は以下の方法で求めた。

① 国公立幼稚園児数、私立幼稚園児数、国公立小中学校生徒数、国公立高等学校生徒数、国公立大学生数、私立大学生数 『家計調査年報』総理府統計局の「年間収入階級別学校種別在学者数」から所得階級別に1世帯平均各級学校在学者数を求め、所得補完・階級間移動前の世帯数に乘じ、所得階級別各級学校在学者数を計算する。続いて、所得補完によって世帯数が階級間移動したこと考慮し、移動した世帯数に応じて在学者数を新階級に移動させたうえ、百分比に直す。

② 平均年収以下の世帯の大学生数 国公立・私立大学生数の所得階級別分布から求める。

③ 年金・医療費・その他受給額、生活保護費受給額 『再分配調査』厚生省を用いた。ただし、本分析の対象年度との差を考慮して、所得と受給額との累積比率読み取り方法を用いた。

④ 公営住宅入居世帯数 『家計調査年報』「年間収入階級別世帯分布—住居の所有関係」から所得階級別公営住宅入居率を求め、所得補完・階級間移動前の世帯数分布に乗じて所得階級別公営住宅入居世帯数を算出する。続いて、所得補完にともなって移動した世帯数に応じて新階級に移動させたうえ、百分比に直す。

## 財政支出による受益の所得階級別分布

表6 各費目の具体的配賦基準

教育費	
幼稚園費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 幼稚園児数(私立・国公立共)
小中学校費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 国公立小中学生数
高等学校費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 国公立高校生数
大学費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 大学生数
特殊学校費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 国公立小中学生数
学校給食費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 国公立小中学生数
育英費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 平均年収以下の世帯の大学生数
社会保障費	
社会保険費	年金・医療費・その他受給額
生活保護費	生活保護費受給額
社会福祉費	年金・医療費・その他受給額
住宅対策費	公営住宅入居世帯数
失業対策費	最低所得階級の世帯
恩給費	年金・医療費・その他受給額
一般調査費	他の社会保障費の受益分布
国土開発費	
道路費	$\frac{1}{6}$ 実物資産、 $\frac{1}{6}$ 自動車等関連消費支出、 $\frac{3}{5}$ 総消費支出
港湾空港費	総消費支出
都市費	都市部世帯数
国土開発一般費	他の国土開発費の受益分布
産業費	
農業費	国：食管費=農業所得、その他= $\frac{1}{2}$ 農業所得、 $\frac{1}{2}$ 主食・肉類・乳卵に対する消費支出 地方： $\frac{1}{2}$ 農業所得、 $\frac{1}{2}$ 主食・肉類・乳卵に対する消費支出
林業費	$\frac{3}{20}$ 株式保有額、 $\frac{1}{20}$ 林業所得、 $\frac{1}{2}$ 総消費支出
漁業費	$\frac{1}{4}$ 株式保有額、 $\frac{1}{4}$ 漁業所得、 $\frac{1}{2}$ 魚介類に対する消費支出
商工鉱業費	$\frac{1}{6}$ 株式保有額、 $\frac{1}{3}$ 自営業主所得、 $\frac{1}{2}$ 総消費支出
雑支出	
災害関連費	$\frac{1}{2}$ 世帯数、 $\frac{1}{2}$ 実物資産
社会教育文化費	世帯数
運輸通信費	総消費支出
公営企業費	総消費支出
科学振興費	総消費支出
保健衛生費	世帯数
公債費	利子支払い分のうち金融機関保有分=株式保有額、個人保有分=債券保有額
一般費	
一般行政費	
司法警察消防費	
徴税費	
防衛費	
外交費	
国土保全費	

世帯数又は所得

## 財政支出による受益の所得階級別分布

- ⑤ 実物資産保有額 『所得・資産分配の現状と問題点』経済企画庁の「年間収入階級別持家資産保有状況」から、保有世帯と保有資産との累積比率読み取り方法を用いて推計した。
- ⑥ 自動車等関連消費、総消費支出、主食・肉類・乳卵に対する消費、魚介類に対する消費 『家計調査年報』の当該消費項目について、消費支出額と所得との累積比率読み取り方法を用いた。
- ⑦ 都市部世帯数 『家計調査年報』の「年間収入階級別世帯分布(都市部)」を同「年間収入階級別世帯分布(全国)」と比較し、それからはずれている度合を所得階級別に測定したうえ、所得補完・階級間移動前の所得階級別世帯分布をその度合に応じて修正する。続いて、所得補完によって移動した世帯数に応じて新階級に移動させる。
- ⑧ 農業所得 『農家生計費統計』農林省から、農家所得と農業所得との累積比率読み取り方法を用いた。
- ⑨ 林業所得 『林家経済調査報告』農林省の保有山林面積20～500haの林家に関する「林業所得階級別戸数分布」から推計。
- ⑩ 漁業所得 漁家所得の漁業所得依存度はすべての所得階級を通じて同じであると仮定したうえで、『漁業経済調査報告』農林省の「漁家所得階級別戸数分布(海面漁業漁家及び海面養殖業漁家)」から推計した。
- ⑪ 自営業主所得 『国民生活実態調査報告』厚生省から推計した。
- ⑫ 株式保有額 『貯蓄動向調査報告』総理府統計局から、株式保有額と所得との累積比率読み取り方法を用いた。
- ⑬ 債券保有額 『貯蓄動向調査報告』から、債券保有額と所得との累積比率読み取り方法を用いた。

#### 4. 社会保険料の加算

社会保険料は雇用者負担分と雇主負担分とに区分される。このうち雇主負担分については、賃金に後転されるとする考え方もあるが、本分析では生産物価格に転嫁されると仮定し、世帯の消費支出総額によって所得階級間に配賦した。

### 財政支出による受益の所得階級別分布

雇用者負担分については次の方法を用いて計測した。所得補完による世帯数・合計所得の階級間移動を行なう前の所得階級別世帯数に『家計調査年報』の所得階級別平均社会保障費を乗じ、百分比に直したうえ、社会保険料額を所得階級間に配賦する。こうして求めた所得階級別社会保険料負担額を、所得補完とともにあって移動した所得額に応じて新階級に移動させる。

受益面での社会保障給付は、既に求めた所得階級別年金・医療・その他受給額分布を用いて所得階級間に配賦する。

ところで、租税面に社会保険料を加算するため、負担率・受益率の分母となる所得の概念としては、加算前の所得に社会保険・その他雇主負担分を加算したもの要用いなければならない。

## V 結 論

分析上の問題点を述べて結論にかえることとする。第1の問題は帰着仮説の設定に関してである。帰着仮説は計測結果を左右する重要な要因である。とりわけその帰着があいまいな受益面においては、帰着仮説と配賦基準に選択の幅をもたせることによって、計測結果を比較することが考えられよう。したがって、本分析で得られた結果が唯一正当なものでないことはいうまでもない。

第2に、マスグレイヴ<sup>1)</sup>が指摘しているように、分析の性格上、租税負担率、財政支出受益率、ネットの受益・負担率は全て、異なった所得階級における平均的納税者に関する比較を行なったものである。各所得階級内に存在する世帯の属性は多様であり、したがって、租税負担および財政支出による受益は同一所得階級内においても世帯によって異なるであろう。この問題を解決するためには、年齢・職業・居住地といったサブグループ別・所得階級別の分析が必要である。しかし、既存の資料からこの種の分析を行なうことは事实上不可能であろう。

---

1) R. A. Musgrave and P. B. Musgrave, *op. cit.*, p. 278.

## 財政支出による受益の所得階級別分布

第3の問題は計測技術上の制約である。今回の分析のように、既存のマクロ・データからの間接的な推計の場合、統計操作上かなり思い切った手段を講じなければならない。また、データの制約上、最高所得階級が極めて低いところ（昭和52年度で600万円以上）で区切られているため、負担率・受益率に明確な傾向を見出しつくくなっている。

以上のような問題点が存在するが、租税負担と財政支出による受益の両面を統合して、財政活動全体の公平性を問題とすることの重要性には変わりはない。